

岐阜県・三重県・静岡県内 「診療所型歯科健診」について

- 実施期間 令和4年5月1日～令和5年3月31日
- 対象者 被保険者・被扶養者
- 補助回数 2回／年度 まで
- 健診料金 無 料
- 健診内容



健診項目	内 容
口腔診査 総合評価	歯と歯肉の状態、口腔清掃状態、歯石の付着、 その他の所見（歯列咬合、粘膜、顎関節等）、 口腔内状態の評価
指 導	歯科保健指導 【口腔内全般の指導・ブラッシング指導】

●受診方法

- ①健診は**岐阜・三重・静岡県歯科医師会会員の診療所のみ受診可能**です。
受診される際は、事前に受診可能な歯科医院へ「**イノアック健康保険組合の歯科健診を受診したい**」と**電話予約**をしてください。

※受診可能な歯科医院については、東海4県歯科医師会サイト
(<http://dental-checkup.site/>) でご確認ください。



- ②予約後健康保険組合へご連絡いただき、「**受診券**」「**歯科健康診査票**」を入手し、「**歯科健康診査票**」の太枠箇所（氏名・生年月日・問診）を記入してください。
- ③受診当日は、「**健康保険証**」「**受診券**」「**歯科健康診査票**」をご持参ください。
- ④受診後、健診結果として「**歯科健康診査票**」をお受け取りください。
- ⑤治療等が必要な場合、受診当日に治療は可能ですが、その治療費は保険診療の自己負担が発生します。詳しくは歯科医院で説明を受けてください。



ご自身で「**イノアック
健保の歯科健診を受診
したい**」と電話予約



予約後、健保組合へ連絡「**受診券**」「**歯科健康
診査票**」を入手し、必要
事項を記入



「**健康保険証**」「**受診
券**」「**歯科健康診査票**」
を持参して健診受診



受診後「**歯科健
康診査票**」を受
取る

【問い合わせ先】イノアック健康保険組合

内線：*337-6289 外線：052-855-2550

Email：kenpo@inoac.co.jp